

論 説

新体系・要件事実論

平野哲郎

- 一 はじめに～寺田先生について
- 二 新体系による要件事実論の必要性
  - 1 本研究の出発点～司法研修所説に対する疑問
  - 2 司法研修所における要件事実論教育
  - 3 法科大学院における要件事実論教育
  - 4 司法研修所と法科大学院の交流と要件事実論の発展に向けて
  - 5 司法試験と要件事実論
- 三 新体系・要件事実論総論
  - 1 司法研修所の要件事実論のドグマ
  - 2 権利の存否や法的評価の主張を認めない点について
  - 3 主要事実と要件事実の一致について
  - 4 民事訴訟法224条3項の類推
  - 5 主張責任と立証責任の一致について
  - 6 主張責任の分配基準
  - 7 立証責任の分配基準
  - 8 主張構成要素の新しい名称
  - 9 具体例による検討
  - 10 新体系・要件事実論の特徴
- 四 新体系・要件事実論各論
  - 1 詐欺の故意
    - ア 主張責任
    - イ 立証責任
    - ウ まとめ
  - 2 準消費貸借の旧債務の存在
    - ア 主張責任
    - イ 立証責任
    - ウ まとめ
- 五 おわりに
  - 1 民法改正と要件事実論
  - 2 再び寺田先生について

## 一 はじめに～寺田先生について

司法修習23期の寺田先生と46期の私はだが、実は同期である。というのは龍谷大学着任が二人ともちょうど10年前の2002年なのである。ともに龍谷大学の法科大学院開設に向けた実務家教員候補として法学部に着任した。私たちより先に着任していた実務法曹としては裁判官出身の藤原弘道先生（10期）がいらしたが<sup>1)</sup>、藤原先生の着任は1997年度で、法科大学院構想が持ち上がる前なので、「法科大学院実務家教員要員」として龍谷大学に来たのは寺田先生と私の二人ということになる。寺田先生が定年でご退職されることに伴い、設立当初からの実務家教員でまだ龍谷大学に残っているのは私だけということになり、大変寂しくなる。

寺田先生と私は、着任2年目に当たる2003年度から法科大学院開設まで大学院法学研究科で、法科大学院の民事実務科目のパイロット的科目「専修民事訴訟法」を、二人で共同担当していた。この授業は、毎週2コマ連続で、教員も二人が毎回顔をそろえるという力の入ったものであった。テキストは寺田先生が京都弁護士会会長時代に井垣敏生判事（現立命館大学法科大学院教授・弁護士）らとともに作成された京都シミュレーション新民事訴訟研究会「シミュレーション新民事訴訟」（信山社、2002年）を用いた。授業では寺田先生と私が、それぞれ今まで担当した事件を素材にした、詳細な想定事例を作り、それをもとに学生が訴状、答弁書などを作成するという極めて実践的なものであった。それまでの大学院の授業にはない実務法曹ならではの授業であり、法曹・司法書士志望者が多く集まり、受講生から司法試験や司法書士試験に合格した者、法科大学院に進学した者も少なくない。初年度の参加者の中に、現在、博士課程在学中で、韓国医事法研究の第一人者として活躍中の李庸吉氏もおられた。

---

1) ほかに法科大学院設立より前に母校である立命館大学に移られた、寺田先生と同期の水野武夫先生がいらした。

この専修民事訴訟法の経験を踏まえて、本学が法科大学院を開設した2005年度からは、藤原先生も交えて法科大学院での民事実務科目教育の準備に取り組み、2007年度に3年次に配当されている要件事実論（前期）と民事実務総合演習（後期）が開講した。これらの科目は2007年度は、藤原先生、寺田先生、私の3人が担当し、2008年度は法学部所属の孕石孟則先生（元裁判官・弁護士、19期）にも加わっていただき4クラスとなった。2009年度は、私が神戸大学に国内留学をしている間、岡文夫先生（元裁判官・弁護士、32期）に加わっていただき4クラス開講し、2010年度は孕石先生がご退任されたが、私が復帰してやはり4クラスとなり、2011年度からは藤原先生のご退任に伴い、寺田先生、岡先生と私の3クラスになった。寺田先生が2011年度限りでご退職されるのに伴い、2012年度からは寺田先生と司法研修所で同期・同クラスで、40年来の親交がある元・福岡高等裁判所部総括判事の森野俊彦先生が1クラス担当してくださることになった。したがって、2012年度は森野・岡・平野の元裁判官で3クラスを担当することになる。生粋の弁護士である寺田先生がいらっしゃらなくなるのは大変残念であるが、岡先生は25年間勤めた裁判官を退官した後、弁護士登録されてすでに7年経過しているし、私も今年4月から弁護士登録をする予定であるので、当事者の視点はそれなりに補えると考えている。

私たちは要件事実論と民事実務総合演習の授業について、司法研修所の民事裁判科目・民事弁護科目を参考に指導してきた。その際、藤原先生の司法研修所教官経験が大いに役に立った。とはいえ、司法試験に合格している修習生対象の教育と合格前の法科大学院生に対する教育には自ずと違いもあり、教える我々自身も手探りであった。毎年、教材や授業方法の改善を続けてきたし、現在も続けている。法科大学院における民事系科目の総仕上げという位置づけと例年不合格者が一定数出る必修科目ということ（出したくて出すわけではないが）から、学生からは鬼門とされ、恐れられてきたようである。

要件事実論は、当初は60人の学生と3ないし4人の教員が毎回大教室で一堂に会して、学生に提出させた起案をもとにその内容・理由を説明させて、相互批判をするという司法研修所方式を採っていた。その過程で私自身、藤原先生や寺田先生の発言から学ぶことも多々あり、ときには教員相互で見解が分かれて議論になることもあり、大変刺激的であった<sup>2)</sup>。その後、少人数教育重視などの理由から現在のようなクラス別方式に変更されたが、教材や試験問題の作成、成績評価などは合議制で行っており、教員相互の連絡は密に取っている。

本稿では寺田先生と私の接点であった要件事実論について論じたいと思う。

## 二 新体系による要件事実論の必要性

### 1 本研究の出発点～司法研修所説に対する疑問

本稿は私が要件事実論を教えているうちに感じるようになった司法研修所の要件事実論に対する疑問点について、ある研究会<sup>3)</sup>で2010年5月21日に行った報告がもとになっている。私たちは「要件事実論」の授業で司法研修所の教材<sup>4)</sup>を用いてきたが、私は徐々に司法研修所の要件事実論に対

---

2) 藤原先生の授業中の発言から学んだことについては龍谷法学藤原先生退職記念号(40巻4号)掲載の拙稿(「取得時効における要件事実の主張立証責任—藤原説を手がかりに—」264頁)参照。

3) この研究会は、10年前くらいから始まった私的なもので、5月21日の降誕会、10月18日の報恩講の博学休講日に、法学部石井幸三教授(法哲学)の呼びかけで、京都御所の拾翠亭(旧九條家屋敷)、無隣庵(旧山県有朋別荘)、両足院(建仁寺塔頭)、松花堂(石清水八幡宮松花堂昭乗僧坊跡)等を会場として、法学・政治学系の有志によって不定期に行われている。石井教授は「名庭(酪酏)研究会」の名称を提案されている。

4) 司法研修所編「改訂問題研究要件事実—言い分方式による設例15題—」(法曹会、2006、以下「旧問研」と略)、同「改訂紛争類型別の要件事実」(同、2005)、同「増補民事訴訟における要件事実第一巻」(同、1984)、同「民事訴訟における

して疑問を持つようになった。その一端は、拙稿「取得時効における要件事実の主張立証責任－藤原説を手がかりに－」<sup>5)</sup>で論じているが、より根本的に司法研修所の要件事実論体系そのものに対する疑問を提示したのが上記報告である。その後、他の仕事に追われてまとめる機会のないまま2年近く放置していた。しかし、司法研修所が昨年9月に発行した『新問題研究要件事実』（法曹会、2011、以下「新問研」と略）では、主張責任と立証責任を一致させるという原則やいわゆる貸借型理論などが見直され、長年、不動と思われてきた司法研修所の要件事実論に変化の兆しが見えてきている。そこで、まだ不十分とはいえ、寺田先生の退職記念号にふさわしいテーマであると考え、「新問研」に関する記述などを加筆して発表することにした。

## 2 司法研修所における要件事実論教育

「誤りない判断をし、簡潔な判決書を作成するために」<sup>6)</sup> 1950年代に始まったとされる司法研修所の要件事実論は、優秀な教官たちによって理論的な整備が進み、1980年代にはほぼ完成形に達した。さらに1999年の『紛争類型別の要件事実』（初版）の発行によって各紛争類型ごとの要件事実が示され、司法研修所の要件事実論が実務の指針として確固たる地位を占めるに至った<sup>7)</sup>。

しかし、その後、要件事実論を強調するあまり、骨格ばかりで血肉を欠く判決が生み出されているとか、紛争の真の争点に分かりにくくなるなどの批判が加えられるようになり、司法研修所教官や教官経験者による要件事実論に関する解説・論文は一部の論者を除き、減ってきた。そして、そ

---

要件事実第二巻』（同、1992）。

5) 前掲注2)

6) 田尾桃二「要件事実論について」費時44巻6号（1992）1023頁

7) 中野貞一郎「要件事実の主張責任と証明責任」法教282号34頁（以下「中野『法教』」と略）の35頁参照

れまでの要件事実論の高度化とは逆に、要件事実論の入門書というべき『問題研究要件事実一言い分方式による設例15題―』、通称「一言い分方式」の初版が2003年に出版された。

その後も、司法研修所における要件事実論教育はポイントを絞ったものとなりつつあるようである。新第63期（2009年修習開始）以降の修習経験者に聞くと、普段の修習や2回試験で要件事実論の占める比重はかなり低下しており、事実認定論や訴訟運営論に比重が移りつつあるという。例えば、判決起案では「請求の趣旨」を記載する必要がなく、遅延損害金については全て省略してよいことになっているとのことである。さらに2011年11月から修習を受けている新第65期からは、『紛争類型別の要件事実』が配布されなくなり、『旧問研』に比べて内容が大幅に簡略化され、かつ、司法研修所の立場を相対化した記述となった『新問研』のみが教材として配布されている<sup>8)</sup>。

司法研修所の要件事実論は、「実務法曹の共通言語」といわれるとおり、訴訟運営の道具としての機能的側面で大きな成果を挙げてきた。また、実体法の法律要件を、原告が主張・立証すべきものと、被告が主張・立証すべきものに構造的・立体的に分類し、再構成する方法論を示したことは、高く評価されるべきである。しかし、司法研修所における要件事実論は、学界との交流がほとんどないまま<sup>9)</sup>、実務家の手によって発展したため、機能主義的ではあるものの学問的な理論面からの本質的検討に欠ける面があったことも否定できないとの指摘が元司法研修所教官からもなされてい

---

8) 簡略化については例えば『新問研』では請求原因と抗弁までしか取り扱われておらず、再抗弁以降の主張整理が必要な事例がないことや問題数が15問から13問に減ったこと（土地明渡請求（占有権原の抗弁）と譲受債権請求（債務者對抗要件の抗弁）の問題が削除）に現れている。相対化については本文でこの後触れる。

9) これは司法研修所側だけの問題ではなく、学者側からも、少なくとも法科大学院創設までは中野貞一郎博士や前田達明教授のような司法修習経験者以外、要件事実論にあまり関心は示されなかったように思われる。

る<sup>10)</sup>。

### 3 法科大学院における要件事実論教育

法科大学院制度の実施と新司法試験への移行という法曹養成制度の大改革以後、法科大学院では一定の実務科目が必修科目とされた。民事実務科目では要件事実論が大きな地位を占めるようになり、司法試験でも要件事実論を踏まえた問題が出題されるようになった。要件事実論が法科大学院教育の中に取り入れられたのは、実務法曹養成という趣旨からは望ましいことであるが、実態は司法研修所の要件事実論を実務家教員がいわば「決定版」として教え、学生も批判的視点を持たずにこれを鵜呑みにするという程度にとどまる傾向もみられる。しかも、司法試験の競争激化とともに最近は特にそれが顕著になってきているように感じられる。

さらに司法研修所の教材に、学生が理論的な疑問を持ってそれに対して十分な答えが与えられないという不満があるとの指摘もある<sup>11)</sup>。例えば、司法研修所の教材では、実務は旧訴訟物理論をとっており、訴訟上の請求の識別は実体法上の個々の請求権を基準としてなされていると説明されているが、他方、請求の趣旨において給付の法的性格の記載は不要で「売買代金2000万円を支払え」とは表示しないと説明されている（単に「2000万円を支払え」だけでよい）。この記述に矛盾を感じるのはむしろ自然ともいえるが、教材には請求の趣旨に法的性格を記載しない根拠として「実務の扱い」としか述べられておらず、きちんと考えようとする学生を納得させるのに十分とはいえない<sup>12)</sup>。

ほかにも、司法研修所の見解に対して、学説から有力な批判がなされて

10) ジュリ1290号（2005）6頁「〔座談会〕要件事実論の教育・研究における役割」における大橋元春弁護士（元民事弁護教官）の発言（33頁）

11) 加賀山茂「新しい要件事実論の必要性和その構築方法」明治学院大学法科大学院ローレビュー13号（2010、以下「加賀山」と略）23頁の23-24頁。

12) 「旧問研」及び「新問研」2-3頁。

いる部分も少なくないが（例えば、いわゆる貸借型理論<sup>13)</sup>や主張責任と立証責任の一致について）、これらの点について法科大学院の研究・教育において十分な検討がなされてきたとは言い難い。

#### 4 司法研修所と法科大学院の交流と要件事実論の発展に向けて

以上のように、要件事実論の研究と教育については司法研修所における長い歴史があったが、2004年の法科大学院創設後は法科大学院での要件事実論教育も始まり、二重構造になっている。しかしながら、不幸なことに両者の間の調整はほとんどなされていない。

司法研修所の最近の状況について仄聞するところでは、修習期間の短縮、司法修習生の増加、司法修習生の基礎力不足などのために、要件事実論の理論的探究に教官が割くことのできる時間が、かつてに比べ圧倒的に不足しているとのことである。このような現状を踏まえ、民事裁判教官からも以下のような声が上がっている。

「法科大学院において、実務家教員と研究者教員によって要件事実教育が行われるようになった今こそ、要件事実論が開かれたものとなる絶好の機会であろう。法律実務家の多くは、より多くの民事法学者が要件事実論を研究・分析の対象とされることを願い、熱いエールを送っている。（中略）多くの民裁教官は、司法修習生に対し、『要件事実論は、覚えるものではなく、民法（理論）と自分の頭を使って考えるもので、そこに要件事実論の面白さがある』と教えている。」<sup>14)</sup>

「（これまで要件事実論にあまり関心を持っておられなかった研究者の方も要件事実論は）きっと深い学問的興味の対象になり得るものであること

---

13) 貸借型理論については「旧問研」41頁を参照。「新問研」では大幅な見直しがなされ、貸借型理論という表現自体が本文からも索引からも消滅し（40頁）、そのような「見解」もあるという相対的な説明がなされている（46頁）。

14) 村田渉「要件事実論の課題－学会論議に期待するもの」ジュリ1290号（2005）38頁の45頁



に気付かれるはずだと思います。これまで長い間、要件事実教育がほとんど実務家のみの手によって行われてきたのは、残念なことでした。私たち司法研修所の教官としては、研究者の皆さんに教えていただきたいことはたくさんあります。今回の法曹養成制度の改革を機に、研究者の皆さんにも要件事実論の研究と教育に、もっと関心を持っていただいて、要件事実論をさらに大きく発展させていただけを期待しております。」<sup>15)</sup>

では、法科大学院は司法研修所からの呼びかけに答えられているだろうか。法科大学院は、実務法曹養成をになう教育機関であると同時に研究機関でもあり、司法研修所とは役割が自ずから異なるはずである。しかし、現在の法科大学院における要件事実論教育のほとんどを、結局実務法曹（特に派遣裁判官）が担い、司法研修所の教材を使って教えている現状は、各法科大学院が「ミニ司法研修所化」したにすぎないともいえる。そして、法科大学院相互及び法科大学院と司法研修所との交流も乏しい。研究者は「要件事実論を理論的に研究・発展させてほしい」という司法研修所からの熱い呼びかけにまだ答えられていない。このような現状は要件事実論の将来にとって望ましいものとはいえない。

民法学や民事訴訟法学の成果を踏まえて、要件事実論を不断に見直し、深化させていくことが研究機関としての法科大学院に司法研修所からも求められているのに、法科大学院が理論的な検討を十分にしないまま、単に司法研修所の下請け教育をするだけになってしまえば、「理論と実務の架橋」という当初の法科大学院教育の目的を見失ってしまう。

これからは法科大学院と、司法研修所や実務法曹が交流しつつ、要件事実論の理論面と実践面をバランスよく発展させていかなければならない。研究者と実務法曹が協働して、実務的視点・比較法的視点・歴史的視点等から、また実体法・訴訟法双方の観点から、要件事実論について再検討し

---

15) 前掲注10) ジュリ【座談会】における村上正敏判事（民事裁判教官）の発言（36頁）

て、その問題点や限界を含めて、もう一度総論部分から根本的に議論をし直し、要件事実論の新しい体系を構築することが喫緊の課題となっているのではないだろうか。司法研修所・法科大学院それぞれが、要件事実論の深化・発展に向けて、今後どのように交流・協力していけるのか、またそれによって実務と学説がどのように変化していくべきなのか建設的な議論が求められる。

【新聞研】が従来の「司法研修所説」と距離を置き、相対的な立場をとったこと、さらに従来の司法研修所の出版物に比べて記述が薄くなったことについて、「法科大学院、実務修習の場などにおいて、要件事実の初学者の指導に当たる立場の人々にとっては、まことに不幸なことである。要件事実論ひいては要件事実教育の充実のために、この点について、適切な機会に民事裁判教官室のご説明のあることを期待する次第である」<sup>16)</sup> という姿勢は、これからはふさわしくないのではないか。

【新聞研】は、「公権的解釈としての決定版としての要件事実論」の伝道機関としての役割を、司法研修所が終えるという宣言であると解すべきなのである。長年にわたって、要件事実論をリードしてきた司法研修所民事裁判教官室がこれほど思い切った方針転換をされた意義をよく考えなければならぬ。この司法研修所の覚悟を、法科大学院で民事実務科目を教えている者はしっかりと受け止め、これからは司法研修所の「説明」を「期待」するのではなく、自分たちで要件事実論を研究し、創造していかなければならないのである。

なお、要件事実論及び要件事実論教育に対しては、松本博之教授によって鋭い批判がなされている<sup>17)</sup>。批判は多岐にわたるが、要件事実論が証明

16) 伊藤滋夫「司法研修所編『新問題研究要件事実』について・上」法律時報1042号(2012)89頁の96頁

17) 松本博之「要件事実論と法学教育－要件事実論批判を中心に(1)自由と正義54巻12号(2003)98頁、「同(2)」同55巻1号(2004)54頁、「同(3)」同55巻2号(同)92頁

責任の分配によって実体法規を実質的に書き換えている危険性があること（裁判官による立法が生じていること）、要件事実論の事実を分断する思考方法が技巧的になり過ぎ、制度や条文にそぐわない結論や条文にない概念を生み出すこと（規範的要件等）、常に主張責任と立証責任の分配を一致させるところから不自然な立論が生じることなどである。これらの批判には賛同できる部分が含まれており、その詳細な検討は別稿で改めて行いたい。ここでは、松本教授の批判を受けて、瀬木比呂志判事が「始めに要件事実ありき」的な思考方法が松本教授の危惧されるような副作用を生み出しやすいことも事実であると認めて、次のように述べていることに注目したい。

「これからの要件事実教育は、できれば、要件事実論それ自体を外側から見詰めてその功罪をも客観的にとらえる視点、その意味では従来よりも研究者的な視点を取り入れた場所から行われることが望ましいのではないかと考える。」「実務において有力とされている技術と位置づけた上での要件事実教育がなされるのであれば、法科大学院でその基本を教えることにも、十分な意味があるのではないだろうか。」<sup>18)</sup>

さらに、瀬木判事は、田尾桃二判事の論文<sup>19)</sup>をパラフレーズする形で「要件事実論の立論に不自然さや違和感が残る場合もあることは否めない」「要件事実論が争点整理や判決書の改善のために果たした役割は大きいですが、現在は、その功績を踏まえた上での見直しの時期に入っているのではないか」「各当事者が何を主張立証することが民事訴訟として望ましいかという視点から、証明責任の新しい基準を模索、構想することも必要である」<sup>20)</sup>と述べる。

的を射た指摘であり、このような視点からの要件事実論を模索、構想す

---

18) 瀬木比呂志「法曹制度・法曹倫理入門」（判例タイムズ社、2011）119-120頁

19) 前掲注6)

20) 前掲注18) 瀬木120頁

ることが本稿の目的である。

要件事実論は、実務とともに生きるものであるから、当然ながら実務と乖離しては成り立たないが、単に実務を整理し、現状追認するだけのものでは研究の名に値しない。要件事実論の創造的研究が法科大学院で実践されるようになって初めて真の理論と実務の架橋がなされたといえる。そのくらいの成果はこれほどの大きな制度改革の成果として期待されてよいし、生み出さなければならないのである。

事実認定や訴訟運営の感覚は、生の事件に多く触れることで体得していく部分が多いのに対し、要件事実論は理論問題の側面が強い。したがって、要件事実論は法科大学院で、事実認定論や訴訟運営論は司法研修所で主に取り扱うという役割分担の方向性は適切ではないかと思われる。

## 5 司法試験と要件事実論

法科大学院と司法研修所で要件事実論教育が二重になされている構造の中でいかに役割分担をして、効果的な教育を行うかも検討すべき課題である。

例えば、司法試験において要件事実論を民法や民事訴訟法の問題の中で付け足しのように問うのではなく（しかも年を追うにつれて要件事実論に関する問題は影を潜めつつある）、独立の科目として出題し、そのレベルを法科大学院の教育目標とすることが考えられる。司法試験が、実務法曹選抜のための試験であることからすると、実務基礎科目が独立の試験科目になっていないことはむしろ奇異ともいえる。現に、昨年第1回が実施された司法試験予備試験の実務基礎科目（民事）の問題は、正面から要件事実論を問う問題で、しかも司法研修所説を覚えているだけでは解答できず、自分なりの応用力を問う良問であった<sup>21)</sup>。この程度の問題にしっかり

---

21) 法科大学院では予備試験は法科大学院制度の根底を揺さぶる存在ととらえられており、これを正面から取り上げて検討するという機運は乏しいといわざるを得

答えられれば法科大学院修了程度と認めてよいであろうし、司法試験で改めて要件事実論について問わなくてもよいといえよう。問題は、全ての法科大学院の修了生が、予備試験実務基礎（民事）の問題で合格点をとれるくらいに要件事実論を修得しているかである。実際には各法科大学院での要件事実論教育はかなりのばらつきがあるのが現状である。とすると、予備試験のみならず、司法試験でもせめてこの程度の問題を問う科目を実務基礎科目として設定することが本来は必要ではないだろうか<sup>22)</sup>。さらに、司法試験論文合格者は、実務基礎科目についてのみ行われている予備試験の口述試験を受験すべきとしてもよいのではないかと<sup>23)</sup>。

### 三 新体系・要件事実論総論

#### 1 司法研修所の要件事実論のドグマ

「新問研」より前の司法研修所の要件事実論には、長年にわたって不動の地位を占めてきた3つのドグマが存在していた。

- ① 権利の存否の主張や法的評価の主張は原則として「要件事実」の主張とは認めない。
- ② 主要事実と要件事実を一致させる。
- ③ 主張責任と立証責任を一致させる。

---

ない。法科大学院制度と予備試験制度を併存させることの意義は別途問われるべきであろうが、予備試験でいかなることが問われているのか、何が「法科大学院修了と同程度」として求められているのかを知るために、法科大学院の教員は予備試験を分析することを避けてはならないのではないだろうか。

22) 当然、民事だけではなく、刑事の実務基礎科目や法曹倫理についても司法試験科目とすべきである。

23) 各地の裁判所等を会場として、各地の実務法曹と法科大学院教員が協力すれば不可能ではない。法律家には文章のみならず、口頭でのコミュニケーション能力が必要不可欠であることは古今東西変わらず認められていることであり、司法試験から口述試験がなくなったのは法曹登用試験としては退歩といわざるを得ない。

以下、これらのドグマの妥当性を検討する。

## 2 権利の存否や法的評価の主張を認めない点について

要件事実の定義と役割についての司法研修所の説明は概ね以下のようなものである<sup>24)</sup>。

民事訴訟において、裁判所は原告が訴訟物として主張する一定の権利又は法律関係の存否について判断しなければならない。しかし、権利や法律関係は観念的な存在であり、直接認識することはできない。そこで、実体法はある事実Fがあればある権利Rが生じると定めている。裁判所は、Fの存在を認識できたとき、Rが発生すると判断する手法をとっている。この発生要件（実体法規が定めている抽象的な事実F）を、法律要件又は構成要件と呼び、Fに該当する具体的事実を要件事実と呼ぶ。

このように司法研修所は、要件事実はいくまで具体的な「事実」の主張であるとの立場をとっている。その「事実」の存否を裁判所が証拠によって認定し、認定した結果に法規を適用して権利の存否や法的評価についての判断を下すのであるから、権利の存否や法的評価についての主張を当事者がしても裁判所はそれに拘束されない。したがって、権利の存否や法的評価の主張は、原則として要件事実論の範囲では取り扱われないことになる。

ただし、司法研修所も所有権についてだけは、所有権という権利の存在の主張とこれを認めるという相手方の陳述、すなわち権利自白を要件事実の範囲内で取り扱う。例えば、原告が、所有権に基づく返還請求をする場合、「ある物について自己に所有権があること」を請求原因として主張すべきとする。「原告所有」は権利の存在の主張であるが、被告がその主張を争わなければ権利自白の成立を認め、争うのであれば「前所有者の所

---

24) 【旧問研】5-6頁、【新問研】5頁。ただし、【新問研】では、「要件事実の意味については、講学上異なる理解もあります」と相対的な説明がなされている。

有」(これも前所有者の権利の存在の主張である)と「原告が前所有者から所有権を取得した原因となる事実」を主張立証させる。

このように所有権の主張を特別扱いする理由として『旧問研』では、「原告がある物を所有している」という権利の存在を主張立証するためには、原告は前主から所有権を取得した原因となる「事実」(売買契約等)と、その取得原因事実の時点での前主の「所有」を主張立証しなければならず、さらに前主の「所有」を主張立証するためには、前々主から前主が所有権を取得した原因「事実」とその取得原因事実の時点での前々主の「所有」を主張しなければならず・・・、とどこまでも「所有」を遡らなければならず、原告に不可能を強いることになるという点と、「所有」という概念は日常生活に溶け込んでおり、一般人にとっても理解が容易であるからこれについて自白を認めても不当な結果は生じないという点が挙げられていた<sup>25)</sup>(『新問研』では、このような理由の説明は全て割愛され「所有権については権利自白が認められるものと考えられています」と結論だけが示されている<sup>26)</sup>。

さらに司法研修所は、過失(民法709条, 109条但書等), 正当理由(民法110条), 正当事由(借地借家法6条, 28条等), 一時使用(借地借家法25条, 40条)などについては、規範的評価を伴う法律要件であるから、「事実」そのものが要件となる要件事実とは区別される「規範的要件」とする。規範的要件については、規範的評価それ自体が主要事実であり、それを根拠づける具体的事実は間接事実であるとする間接事実説と、規範的評価は具体的事実が当該規範的要件に当てはまるという法的判断であり、評価を根拠づける具体的事実あるいは評価を障害する具体的事実が主要事実であるとする主要事実説がある。両説について、『旧問研』は「過失」などの評価それ自体は証拠によって直接立証できないこと、間接事実

---

25) 『旧問研』62頁

26) 『新問研』60頁

説では評価根拠事実について弁論主義の適用がないために不意打ちのおそれがあること、主要事実説では要証事実集中した効果的な立証活動が促進できることなどを理由に挙げて、「主要事実説が妥当である」と結論づけている<sup>27)</sup>（『新聞研』では主要事実説が「一般的である」とは述べるが、「妥当」という表現は避けている<sup>28)</sup>）。主要事実説によれば、「被告に過失がある」と原告が主張しても、それは「法律上の陳述」に過ぎず<sup>29)</sup>、それだけでは要件事実の主張としては不適格で、主張自体失当ということになる。

以上のとおり、司法研修所の1つめのドグマによれば、所有権以外の権利の存否の主張や法的評価の主張は、要件事実の主張としては不適格とされる。

しかし、例えば、保証債務履行請求における主債務の存在、代理人の代理権の存在、準消費貸借契約の旧債務の存在（原告に存在の主張立証責任があるとする原告説による場合）又は不存在（被告に不存在の主張立証責任があるとする被告説による場合）などは権利・権限の存否の問題であるが、債務や代理の概念も日常生活に溶け込んでいるし、争いがない場合には権利自白を認めても差し支えないはずである。権利や権限の存否が争われた場合に、その発生原因事実を主張立証させればよい。

従来の司法研修所説では、要件事実の「事実」の側面を重視して、権利の存否の主張や法的評価の主張を排除しすぎていたように思われる。その結果、権利の存否や法的評価について争いがない場合にも、無用に細かな事実主張が必要になる。例えば「具体的にどの事実が該当するかはともかく過失があったことには当事者間に争いがない」という場合にまで、「過失の存在」そのものについての自白の成立を認めることが許されないとい

---

27) 『旧問研』159頁

28) 『新聞研』141頁

29) 『旧問研』159頁。『新聞研』ではこの記述は割愛されている。



う結論は当事者の意思にも、紛争の実態にも、訴訟経済にも合致しない。

司法院研修所は「要件事実」を「一定の法律効果を発生させる要件に該当する具体的事実」と定義している<sup>30)</sup>。その理由は上記のとおり「権利や法律関係は観念的存在で直接認識できないから」と説明されている<sup>31)</sup>。しかし、一定の法律効果を発生させる法律要件は事実に限らないし、法律要件が直接認識できるものでなければならない必然性もない。

「要件事実論」は「事実」という部分に本質があるのではなく、「要件」という部分に本質があるのとらえるべきなのである。重要なのは「要件事実」(ファクト fact)ではなく、「法律効果発生に必要な要素」(ファクター factor)であると理解し直すべきである。

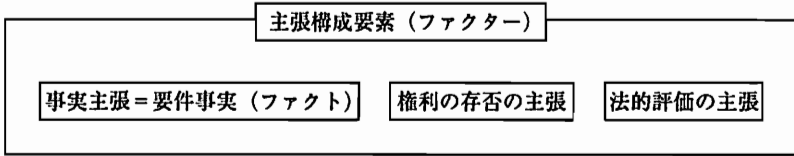
例えば所有権に基づく返還請求権の請求原因は「a原告所有」,「b被告占有」とされる。aはこの段階であれば事実主張ではなく、原告に所有権があるという「権利の存在についての主張」である。これを要件「事実」と呼ぶから紛らわしいのである。aは「事実」ではないが、所有権に基づく返還請求権という法律効果の発生に必要な要素、すなわち「要件」なのである。

この要件が事実主張になる場合を、「要件事実」と呼ぶべきである。そして「要件事実」の上位概念として、「権利の存否の主張」や「法的評価についての主張」も包含する「主張構成要素」という概念を設定すべきである。

---

30) 「旧問研」6頁,「新問研」5頁。ただし,「旧問研」では「要件事実とは・・・具体的事実をいいます」と断定的に記述されていたのが,「新問研」では「・・・具体的事実を要件事実ということにします」と記述されており,ここにも立場の相対化が窺える。

31) 「旧問研」5頁,「新問研」5頁では,「権利又は法律関係は観念的存在」という記述は残っているが,「直接認識することはできない」という記述はなくなっている。



このように考えると、権利の存否の主張（例えば所有権や主債務の存在）や法的評価の主張（例えば過失や正当事由）をすることも主張構成要素の主張として事実主張と同列であり、従来の司法研修所説のようにこれらを主張自体失当として排斥する必要はない。民事訴訟は私的な権利行使の場面であり、訴訟物そのものについての認諾さえ認められるのであるから、権利の存否の主張とその自白を広く認めてもよい。そして、権利の存否や法的評価の主張が争われた場合には、事実主張が必要になる場合があると解すればよいのであり、規範的要件という法規にない概念を用いて説明する必要はない。

### 3 主要事実と要件事実の一致について

司法研修所は、上記のとおり、実体法上の法律効果の発生要件を「法律要件又は構成要件」と呼び、これに該当する具体的事実を「要件事実」と呼ぶので、主要事実と要件事実と同義であり、間接事実との関係が問題となる場合に主要事実という言葉を用いる例が多いというにすぎないと説明する<sup>32)</sup>。

しかし、この見解は、学説上はむしろ少数説であり、多数説は、要件事実とは「法律で定められた権利の発生・障害・消滅等の法律効果を生ずるための法律要件を構成する事実」を指し、主要事実とは「訴訟で出てくる各要件事実」に該当する具体的事実であるとする見解に立っている<sup>33)</sup>。私も、「要件事実」は規範を分析して得られる抽象的な事実概念であるから、実

32) 『旧問研』6頁、『新問研』5頁。

33) 中野「法教」34頁及びその40頁注1で引用されている各文献参照

際のケースでこの要件事実<sup>34)</sup>に該当する具体的事実のことは「主要事実」と呼ぶべきである<sup>35)</sup>と考える。このことを上記の「主張構成要素」の概念と関連させて具体的に説明すると以下ようになる。

例えば、貸金返還請求権の「主張構成要素」は、民法587条の解釈によって「a消費貸借契約の締結」と「b期限の到来」という2つの「要件事実」で構成されていると説明できる。それに対して、a①「XがYに100万円の現金を交付した」、a②「YがXに対して返還を約束した」、b①「XとYは、弁済期を〇月〇日と定めた」、b②「〇月〇日が到来した」という事実が主要事実ということになる。

また債務者Xの保証人Yに対する保証債務の履行請求の「主張構成要素」は「a主債務の存在」、「b保証契約の締結」、「c書面による保証意思表示」である。このうちaは「要件事実」ではなく「権利の存在の主張」であり、例えば「XはA（主債務者）に対して100万円の貸金債権を有している」という主張がこれに該当する。これをYが争わなければ権利自白が成立する。これに対して「b保証契約の締結」、「c書面による保証意思表示」は「要件事実」である。このb、cの要件事実<sup>36)</sup>に該当する主要事実<sup>37)</sup>は「XとYは、YがAの債務を保証する契約を締結し、Yは保証意思をXA間の消費貸借契約書の保証人欄に署名することで表示した」などとなる。

「主債務の存在」という権利の存在の主張を認めず、「主債務の発生原因事実」という要件事実の主張が必要であるとする司法研修所説では、Yが、主債務の存在を争っておらず、主たる争点が保証契約の成否や効力である場合にまで争いのない主債務の発生原因事実をXが主張しなければ主張自体失当となってしまう。主債務が何口もあり、その主張と認否に正確を期すことが煩雑な場合にまで、それを求めなければならないことになると、当事者と裁判所に無益な負担を課すことになる<sup>38)</sup>。

34) 便宜上、包括的に「発生原因事実」の主張があり、それを自白したものと扱うことも実務的には可能であろう。

代理権の存在が問題となる事案であれば、「主張構成要素」は、「a代理行為」, 「b顕名」, 「c代理権の存在」である。このうち, a, bは要件事実であり, これに該当する主要事実は「Xは, Aとの間で, ○月○日, Yが, AのXに対する本件消費貸借契約に基づく債務を保証する旨の契約を締結した」, 「保証契約締結の際, Aは, 借用証の保証人欄に「Y代理人A」と署名し, 持参していたYの実印を押して, YのためにすることをXに対して示した」などとなる。これに対してcは, 「権限の存在の主張」であり, 「保証契約締結の際, Aはこの契約締結のためのYを代理する権限を有していた」などとなる。これをYが認める場合には権利自白となると考えればよい。そして, これが争われた場合にのみ「YのAに対する授権行為=代理権の発生原因事実」という「要件事実」の主張が必要になる。この要件事実該当する主要事実は, 「XとAの保証契約締結に先立ち, Yは, Aに対し, 委任状を交付し, 保証契約を締結するための代理権を授与した」などとなる。

いわゆる規範的要件についても, 例えば「過失がある」という「法的評価の主張」が「主張構成要素」となる。過失があるという主張を相手方が認める場合は, 一種の権利自白である。過失の主張が争われた場合には, 例えば具体的な診療上の過誤（医療水準から逸脱した医療行為）の事実を主張すべきことになる。

#### 4 民事訴訟法224条3項の類推

民事訴訟法224条3項によれば当事者が文書提出命令に従わないとき, 真実と認めることができるのは「(当該文書により証明すべき) 事実に関する相手方の主張」とされている。この文言によれば, 真実と認める対象とされているのは具体的事実であり, 法的評価ではないと解される。しかし, 挙証者側にとってはそもそもこの具体的事実の特定自体が困難な場合もあり得る。そのような場合には, 224条3項の趣旨を類推して過失など  
(龍法 '12) 44 - 4, 204 (1212)

の法的評価についての挙証者の主張を真実であると認めるほかないであろう<sup>35)</sup>。そうしなければ情報量で勝る当事者が情報提供を拒むことで利益を得ることになってしまい、同条項の趣旨が達せられない。さらに「本件事故が被告の過失によって生じたこと」が当該文書による証明主題に掲げられている場合は、過失という法的評価と因果関係という事実の両方について、原告の主張が真実と認められることになろう。

## 5 主張責任と立証責任の一致について

主張責任と立証責任（証明責任と呼ぶのが一般的であるという指摘もあるが<sup>36)</sup>、ここでは司法研修所の要件事実論の用語に一応従う）の関係について、「旧問研」では以下のような説明がされていた<sup>37)</sup>。

「ある要件事実について立証責任を負う者は、その事実が立証できなかった場合に、これを要件事実とする法律効果の発生が認められないという不利益を受けます。他方、ある要件事実について主張責任を負う者は、その事実が弁論に現れなかった場合に、これを要件事実とする法律効果の発生が認められないという不利益を受けます。ここで、ある特定の事案について見れば、その事案で問題となっている特定の法条の法律効果の発生によって利益を受ける当事者は一定しています。したがって、個々の事案について、ある法条に基づく法律効果発生要件事実については、立証責任と主張責任が同一当事者に帰属することになります。」

一見、もっともらしい説明である。私自身、修習生のころに学んだときには特に疑問を持たなかった。しかし、改めて読み直すとこの説明には論理の飛躍がある。立証責任は、立証が成功しなかった場合にどちらの当事

---

35) 平野哲郎「『証明すべき事実』の特定性－模索的証明」『民事訴訟法判例百選第4版』別冊ジュリ201号（2010）154頁の155頁

36) 中野「法教」36頁

37) 『旧問研』8-9頁

者に不利益を課すかという問題である。これに対し、主張責任は、弁論主義の下では裁判所は当事者の主張しない問題については判断を下すことができないため、ある法律要件についての主張が弁論に現れなかった場合にどちらの当事者に不利益を課すかという問題である。主張責任と立証責任は、全く別次元の話である。

主張責任は、ある法律効果発生のために必要な法律要件（主張構成要素）の主張がなされなかった場合に、その効果発生が認められないという不利益を負担するのは誰かという実体法の解釈の問題である。立証責任は、ある法律要件（主張構成要素）について主張がなされていることを前提に、そこで主張された法律要件（主張構成要素）のうち「事実」に当たるもの、すなわち「要件事実」に該当する「主要事実」（後述するようにその「反対事実」の場合もある）について立証を成功させなければ不利益を被るのは誰かという訴訟レベルの話である。主張責任と立証責任が異なる原理（前者は実体法、後者は訴訟法）に服する別次元の問題である以上、その所在が一致するという必然性はどこにもない。

この次元の異なる問題を「要件事実論」というマジックワードで接合して、常に一致すべきものと断定することは思考停止といわざるを得ない。以上の点については、前田達明教授がすでに1980年代に一連の論考で喝破され、中野貞一郎博士も支持されているとおりである<sup>38)</sup>。

司法研修所も「新問研」では一致説が「有力」としつつ、「もっとも、

---

38) 前田達明「主張責任と立証責任」判タ596号（1986）2頁，同「続・主張責任と立証責任」同640号（1987）65頁（以下「前田【続】」と略），同「続々・主張責任と立証責任」同694号（1989）29頁（以下「前田【続々】」と略），中野貞一郎「主張責任と証明責任」判タ668号（1988）4頁（以下「中野【判タ】」と略），同「法教」。ほかに主張責任と立証責任の分離を認める見解として萩原金美「訴訟における主張・証明の法理」（信山社，2002）21頁以下，289頁以下，並木茂「要件事実原論」（悠々社，2003）104頁以下，加賀山41頁，43頁等。後藤勇「適正な民事裁判実現のための一提言」判タ1134号（2004）34頁は，原則として主張責任と立証責任は一致するが，例外的に両責任が一致しない場合があることを認める。

この点については、主張責任と立証責任は必ずしも一致しない場合があるとする考え方もあります」と述べ<sup>39)</sup>、立場を相対化している<sup>40)</sup>。

従来、司法研修所は、立証責任の分配を先に定めてそれに主張責任を一致させるという思考方法で、主張責任と立証責任の所在を振り分けてきた<sup>41)</sup>。これは、裁判官の思考様式が、まず判決という完成形を考え、そこから順次、立証責任の所在、主張責任の所在と遡っていくことを反映していたからではないかと思われる。しかし、実際の訴訟ではまず原告の請求(訴訟物)があり、それを理由づける原告の請求原因の主張があり、それに対する被告の認否と抗弁の主張があり、この主張と認否の応酬によって争点が確定してはじめて立証すべき事実が明らかになるのである。すると、立証責任の所在よりも主張責任の所在を先に考える思考方法の方が、当事者主義にも、訴訟の流れにも合致する。

## 6 主張責任の分配基準

主張責任の所在が立証責任の所在とは別に定められるとすると、その分配基準をどのように考えるべきか。

中野博士は「有理性」という概念を用いて説明されている<sup>42)</sup>。私の理解するところでは、「有理性とは、主張自体において理由がない主張にならないように論理的に過不足のない主張をしなければならないという主張自体の性質」であり、当事者は、そのような主張をすべき責任を負っている。

39) 『新聞研』8頁

40) なお、加藤新太郎編『民事訴訟実務の基礎』（弘文堂）は第2版（2008）では、「主張責任と立証責任の一致は論理的帰結であることになる」（61頁）と述べていたが、第3版（2011）では「論理的帰結であると説明されるのが通例である」（65頁）と微妙にトーンダウンされている。

41) 『旧問研』7-9頁。『新聞研』でこの思考方法が踏襲されているのかは叙述からは必ずしも明確ではない（7-8頁）。

42) 中野「判タ」5頁、法教39頁

また、前田教授は、法文の体裁を尊重する文理解釈を基礎に、ある法律効果を発生させる法律要件は何かを各法文に照らして確定して、その法律効果を主張する当事者にその法律要件の主張責任を負わせればよいとされる<sup>43)</sup>。

さらに、加賀山教授は、訴訟物を原告の権利主張ととらえ、原告の権利主張とは「権利が発生し、かつ、消滅していない」という攻撃方法として具体化され、被告の防御方法は「権利が発生していないか、権利が消滅した」と具体化されるので、原告は権利の発生要件の存在及び消滅要件の不存在を主張すべきであり、被告は権利発生要件の不存在又は権利の消滅要件の存在を主張すべきであるとされる<sup>44)</sup>。

私も、法規の条文の「文理解釈」から出発し、主張が「有理性」を持つように主張責任を分配すべきであり、それを一般化すれば、原告が「権利の発生要件の存在」及び「権利の消滅要件の不存在」を主張し、被告が「権利の発生要件の不存在」又は（及び）「権利の消滅要件の存在」を主張するということになるであろうと考える。ただし、「事実」ではなく権利の存否や法的評価などの主張が原告の主張構成要素になる場合には、まずこれらの主張がなされるべきであり、それについて被告が争わなければ権利自白が成立し、被告が争う場合には、原告は、「権利の発生要件事実の存在」や「権利の消滅要件事実の不存在」を主張しなければならなくなる。もっとも、所有権の主張のように事実主張に還元することが不可能で、権利自白が成立する時点まで権利の存在の主張を遡ることにとどまらざるをえない場合もある。

なお、司法研修所が主張の分類の説明に用いる権利根拠事実、権利障害事実、権利消滅事実、権利阻止事実<sup>45)</sup>といった「中間概念」が特に必要な

---

43) 前田「続」「続々」

44) 加賀山40頁

45) 『旧問研』6頁、『新問研』6頁。この部分は、新旧に違いはない。



いことは前田教授が指摘されたとおりである<sup>46)</sup>。

## 7 立証責任の分配基準

次に立証責任はいかに分配するべきであろうか。この点について、前田教授は石田穰<sup>47)</sup>を援用して、①立法趣旨、②証拠との距離、③立証の難易、④信義則などによって決定すべきとの立場をとられる<sup>48)</sup>。加賀山教授は、立証責任の分配は究極的には「法律上の推定があるかどうか」によって決定すべきであるとされる。そして法律上の推定は、明文で認められる場合以外にも、一般原則として認められる場合、条文が本文とただし書で書き分けられている場合、解釈によって存在する場合があるとされる<sup>49)</sup>。

私自身の検討はまだ不十分であるが、基本的には前田説・加賀山説が妥当であると考ええる。このように考えれば、いわゆる証拠偏在型訴訟、特にその中でも不法行為構成を取らざるを得ない訴訟（鉄道・発電所事故、公害等）について、公平な立証責任の分配をすることができる<sup>50)</sup>。すなわち、過失の主張責任は原告が負うが、過失の不存在の立証責任は被告が負うと考えるのである。例えば、原告は概括的に「本件発電所の事故は、安全上の対策不十分及び安全装置の整備不良の過失によって惹き起こされた」と主張すれば足り、被告が対策や整備に問題がなかったこと（過失の不存在）の立証責任を負うこととするのである（被告が原告の主張を認めれば権利自白となることは前述のとおりである）。

---

46) 前田「統々」31頁

47) 石田穰「証拠法の再構成」（東京大学出版会、1980）143-145頁

48) 前田「統」67-68頁、同「主張責任と立証責任について」民商129巻6号777頁の793頁。

49) 加賀山41頁

50) 契約構成が可能な医療過誤訴訟等については、不法行為構成とは主張・立証の構造が異なると考えているので、ここでは除外する。詳しくは別稿で論じる。

## 8 主張構成要素の新しい名称

私見のように、主張構成要素には、事実主張と並んで権利の存否や法的評価の主張があり、さらに主張責任と立証責任は別な原理によって決定されると考えると、訴訟上登場する要素・事実には、以下の6種類があることになる。

①原告が主張責任も立証責任も負う事実、②原告が主張責任を負うが、被告が立証責任を負う事実（立証責任の対象は原告が主張する事実の反対事実の場合もある）、③被告が主張責任も立証責任も負う事実（①の対）、④被告が主張責任を負うが、原告が立証責任を負う事実（立証責任の対象は被告が主張する事実の反対事実の場合もある。②の対）、⑤原告が主張責任を負う権利の存否・法的評価に関する主張（事実ではないので立証責任はいずれの当事者にも生じない）、⑥被告が主張責任を負う権利の存否・法的評価に関する主張（同。⑤の対）である。

従来の司法研修所の要件事実論では、①と③しか存在しないことになっていた。そして、①を請求原因事実、③を抗弁事実と呼んでいたのである。となると、残りの4種類について新たに命名する必要がある。また、①と③についても、従来の要件事実論における呼び名と紛らわしくない新しい呼び名が必要である。

①から⑥に仮に呼び名を与えてみる。その際、「請求（の）原因」と「抗弁」は立証ではなく、主張を示す用語として民事訴訟手続上用いられていることから（民訴法143条1項、民訴規53条1項、79条2項等）、主張責任を中心に名称を付けた。

### 主張構成要素の呼び名

- ① 原告主張／原告立証：請求原因事実
- ② 原告主張／被告立証：請求原因事実
- ③ 被告主張／被告立証：抗弁事実

- ④ 被告主張／原告立証：抗弁事実
- ⑤ 原告による権利存在主張
- ⑥ 被告による権利存在主張

有理性があるように主張を構成すれば、主張は自然に従来の要件事実論よりも前倒しになると思われるが<sup>51)</sup>、例外的に再抗弁や再々抗弁が現れる場合はある（後述）。その場合は、上記①から④の派生形が生じることになる。

これらはいくまでも「主張」であるから、司法研修所の要件事実論で説かれるように請求原因と抗弁の間に「両立」関係がある必要はない<sup>52)</sup>。すなわち、ある事実について原告は存在すると主張し、被告は存在しないと主張する場合、司法研修所説ではこれらの主張は両立しないから被告の主張は否認であって、抗弁ではないと扱われる。しかし、ある事実について当事者が相反する主張をする場合は立証の必要が生じるが、主張が一致している場合（自白）や一方の主張に対して他方があえて反対の主張をしない場合（擬制自白。民訴法159条）は立証の必要が生じないという効果（民訴法179条）に意味があるのであって、両立するかしないかは本質的な問題ではない。従来の要件事実論では主張同士の間にも両立関係が成立するかどうかの検討に多大な労力を払ってきたが、それは主張責任と立証責任を一致させることから生じる問題である。すなわち、同一の事実又は裏返し的事实について双方に立証責任があるというのはおかしいから、それを回避しなければならないと考えてきたのである。主張責任と立証責任を完全に別次元で考えるのであれば、主張同士の一致は立証に影響するため考慮する必要があるが、主張同士の両立関係や矛盾関係は気にする必要はないことになる。

---

51) 平野「取得時効における要件事実の主張立証責任」注2) 参照

52) 『旧問研』16頁、『新問研』14頁

## 9 具体例による検討

上記の主張構成要素が具体的にはどのようなものか、例を挙げてみる。

貸金返還請求訴訟（訴訟物＝貸金返還請求権の存在）であれば、「a貸付」、「b弁済期の定め」、「cその到来」は原告が主張も立証もすべき事実であり、①原告主張／原告立証：請求原因事実当たる（ただしbが確定期限であれば、cは顕著な事実として立証は不要。民法179条）。司法研修所の要件事実論ではaからcだけが請求原因事実とされる<sup>53)</sup>。しかし、主張の合理性のためには「dいまだ弁済がないこと」が必要である<sup>54)</sup>。ただし、立証の難易などから、原告は「弁済がないこと」についての立証責任は負わず、被告がその反対事実である「弁済」について立証責任を負うとするのが妥当である。したがって、dの主張は②原告主張／被告立証：請求原因事実当たる。

この主張に対して、被告は「e弁済」を主張し、さらに立証もする必要がある。eは③被告主張／被告立証：抗弁事実当たる。「d弁済がないこと」と「e弁済」は両立しないが、前述のとおり、主張同士の両立関係は問題とする必要性はないので、両主張は請求原因と抗弁の関係にあると考えて差し支えない。原告がaからcを立証したにもかかわらず、被告がeを立証できなければ被告が敗訴することになる。

抵当権抹消登記請求訴訟（訴訟物＝所有権に基づく物権的妨害排除請求権）であれば、「a原告の土地所有」は、原告が行うべき権利の存在の主張であるから⑤原告による権利存在主張に当たる。「b被告名義の抵当権登記の存在」は、①原告主張／原告立証：請求原因事実当たる。従来はこのaとbだけが抵当権抹消登記請求の請求原因であるとされてきた<sup>55)</sup>。しかし、

53) 『新聞研』39-42頁

54) 実務上は、「弁済期が到来したにもかかわらず被告は弁済しない」と訴状に記載するのが通例である。

55) 『新聞研』111-113頁。aが権利存在主張であるから、請求原因「事実」と呼ぶことはできない。

抵当権の登記がある以上、抵当権は存在するものと経験則上推定されるから、主張の合理性のために原告は例えば「c抵当権設定契約の締結」+「dその契約の錯誤無効（による抵当権の不発生）」や「c抵当権設定契約の締結」+「d'被担保債権の弁済（による抵当権の消滅）」を主張しなければならない。従来、cは抗弁とされ、dやd'は再抗弁とされてきた。しかし、主張の合理性のためにはcは請求原因の段階で主張される必要がある。ただし、抵当権設定契約の締結による法律効果（抵当権の発生）で利益を受けるのは被告であるし、立証の容易さや証拠との距離においても被告にこれを立証させることに問題はないから、cの立証責任は被告にあると考えられる。とするとcは原告が主張責任を負うが、被告が立証責任を負う事実であるから、②原告主張／被告立証：請求原因事実にあたる。これに対して、dやd'は、立証の容易さなどを考えると原告が立証責任を負うと解すべきであるから、①原告主張／原告立証：請求原因事実ということになる（あえて再抗弁として後倒しにする必要はない）。また、原告は「e抵当権設定契約の不成立」を主張することもできる。eについては原告が主張責任を負うが、契約不成立の立証は通常困難であるのに対し、契約成立の立証はそれに比べれば容易であるから、契約の締結について被告が立証責任を負う。すなわちeの主張は②原告主張／被告立証：請求原因事実にあたる。被告は「f抵当権設定契約の締結」と「g抵当権が消滅していないこと」について主張責任を負い、前者については立証責任も負い、後者については主張責任だけを負う（反対事実＝抵当権の消滅原因事実について原告が立証責任を負う）。

cとfはいずれも「抵当権設定契約の締結」という事実である。このように原告も被告も同一の事実を主張する場合があることになる。しかし主張である以上、両者が同じことを主張しても差し支えない（同じことについて立証責任を負うわけではない）。主張が一致しているので立証の必要がなくなるだけである。原告が「e抵当権設定契約の不成立」の主張をして

いる場合は、主張が一致しないので、被告は「抵当権設定契約の締結」を立証する必要が生じる。

なお、被告は「抵当権設定契約の締結」の主張と併せて、「h被担保債権の発生原因事実（例えば金銭消費貸借契約＝金員交付＋返還約束）」と「i被担保債権が消滅していないこと」も主張する必要がある。そうしなければ抵当権の附従性から、主張自体失当となってしまうからである。hの事実は被告が立証責任も負担すべきであるから③被告主張／被告立証：抗弁事実に当たる。これに対してiは反対事実である「被担保債権の消滅」について原告に立証責任を負担させるべきであるから、④被告主張／原告立証：抗弁事実に当たる。もし、原告が「j被担保債権の時効消滅（及びそれによる抵当権の消滅）」を主張するのであれば、それは「原告主張／原告立証：再抗弁事実」になる（①の派生形）。さらにそれに対して、被告が「k時効中断事由」を主張するなら、その内容（請求・債務承認など）は被告が立証すべきであるから、「被告主張／被告立証：再々抗弁事実」（③の派生形）になる。

ここまでくると、複雑そうに見えるかもしれないが、権利の発生要件の存在と消滅要件の不存在は原告に主張責任が、権利の発生要件の不存在と消滅要件の存在は被告に主張責任があるということと、立証責任は証拠との距離や法律上の推定の有無等の基準で決するということを念頭に置けば、実際にはそれほど難しい作業ではない。主張に関しては両立関係や矛盾関係を考慮する必要がないので、同じ主張を両当事者がすることになってもよいし、同じ要件の存在と不存在についてそれぞれが主張することになってもよい。「有理性」というと難しく感じるが、要するに普通感覚でこれで主張としてつじつまが合うか、ということを考えればよいのであるから、慣れれば司法研修所の要件事実論よりかえって容易なはずである。

なお、加賀山教授は、再抗弁は原告の主張に、再々抗弁は被告の主張に  
 (龍法 '12) 44 - 4, 214 (1222)

還元されるから、再抗弁以下の概念は不要であるとされる<sup>56)</sup>。しかし、できる限り主張を前倒しにした方が分かりやすくなるという趣旨は理解できるが、上記の消滅時効の再抗弁と中断事由の再々抗弁のように論理的に請求原因→抗弁→再抗弁→再々抗弁と主張が発展する例もなくはない<sup>57)</sup>、条文上も少なくとも「再抗弁」という用語までは現れるので（民訴規79条2項、81条）、再抗弁以下の主張を完全に排除することはできないのではないだろうか。

## 10 新体系・要件事実論の特徴

以上に述べたような、司法研修所とは異なる要件事実論を以下「新体系・要件事実論」と称することにする<sup>58)</sup>。新体系・要件事実論の特徴は以下のようになる。

- ① 訴訟の命題は、原告によって提示された権利＝訴訟物の存否であり、訴訟では（被告が訴訟物の存在を認諾しない限り）、まずその訴訟物の存在を根拠づける「主張構成要素」を原告が、訴訟物の存在を否定する「主張構成要素」を被告が、それぞれ主張しあう。
- ② 主張構成要素は、ある法律効果を発生させる法律要件であり、主張の合理性を基礎に主に法規の文理解釈に基づいて導かれる。
- ③ 主張構成要素には、「要件事実」に該当する具体的事実である「主要事実」を主張する「事実主張」に加えて「権利（権限・権原も含む。以下同様）の存否の主張」、「法的評価の主張」があり、それぞれについて相手方が主張を認めれば自由（事実主張については事実の自由、それ以外につ

56) 加賀山43-44頁

57) あくまで「論理的に」であって、実際の訴訟では再抗弁に当たる事実が請求原因とともに当初から主張される場合も十分あり得る。

58) 実際には、「要件事実」だけを「論」じるわけではないので、誤解を避けるためには「主張構成要素論」としてもよいのだが、あまりに従来の用語例とかけ離れるので「要件事実論」の名前は当面踏襲する。

いては権利自白)が成立する。自白が成立しない場合は「事実主張」については立証が必要となり、「権利の存否の主張」、「法的評価の主張」については、原則として権利の発生原因事実や法的評価を根拠づける事実などの事実主張が必要となる。「権利の存否の主張」、「法的評価の主張」は、それが法律要件である場合には広く認められる。

④ 原告が主張すべき主張構成要素は「権利発生要件の存在」、「権利消滅要件の不存在」であり、被告が主張すべき主張構成要素は「権利発生要件の不存在」、「権利消滅要件の存在」である。原告の主張と被告の主張は、矛盾しても両立してもかまわない。

⑤ 当事者双方による主張構成要素の提出と認否がなされ、争点が明らかになった後、事実主張に関する争点について立証がなされる。立証責任のある当事者が立証に成功しなければ、その点について相手方の主張が訴訟上は真実として扱われる。

⑥ 立証責任は、立証の容易さ、証拠との距離、法律上の推定の有無、信義則などによって、主張責任とは独立に分配が決定される。

これが新体系・要件事実論の総論であり、あとはこれに従って各場面における主張責任と立証責任を確定させる「各論的作業を行えばよいわけである」<sup>59)</sup>。

#### 四 新体系・要件事実論各論

各論的作業の例として、詐欺の故意と準消費貸借の旧債務を取り上げて検討する。

---

59) 前田「統」68頁



## 1 詐欺の故意

### ア 主張責任

詐欺の要件として、民法学説においても要件事実論においても一般的に「詐欺の故意」が挙げられている<sup>60)</sup>。例えばXからYに対する代金請求に対する抗弁として、Yが詐欺取消しを主張する場合の事実摘示としては

- ①「〇〇の価値は50万円である」(客観的価値)
- ②「Xは、Yに対し、〇〇は100万円であると告げた」(客観的価値と異なる説明)
- ③「②の結果、Yは、〇〇は100万円の価値であると信じた」(説明と誤信との因果関係)
- ④「③の結果、Yは、〇〇を100万円で買うとの意思表示をした」(誤信と意思表示の因果関係)
- ⑤「Yは、Xに対し、〇年〇月〇日、本件売買契約を取り消すとの意思表示をした」

と整理することが可能であるが、これだと詐欺の故意に該当する事実は表れない。

詐欺について民法96条に定義はないが、一般に詐欺とは「人を欺く行為により錯誤に陥れ、財物を交付させたり、瑕疵ある意思表示を行わせること」と定義され<sup>61)</sup>、さらに「欺く行為」は「だますこと。すなわち、人を錯誤に陥らせるように事実を偽ること」と定義されている<sup>62)</sup>。言い換えれば、詐欺とは「故意に人をだますこと」と言ってよいであろう。とすると、詐欺の意義には「詐欺の故意」が含まれていることになる。

この「詐欺」の解釈に従って、詐欺の主張の合理性を保とうとすれば、「詐欺の故意」も詐欺を主張する側で、主張しなければならないことにな

60) 岡口基一「要件事実マニュアル1」(第3版, ぎょうせい, 2009) 166頁等

61) 金子宏ほか「法律学小辞典」(第4版補訂版, 有斐閣, 2008) 464頁

62) 同2頁

る。

したがって、Yとしては

- ⑥「Xは、Yをだますつもりで、〇〇の価値は50万円であると知りつつ、〇〇の価値は100万円であるとYに告げた」（詐欺の故意）  
という主張をするべきであることになる。

## イ 立証責任

詐欺を巡る紛争では、Xは、Yの主張の①（客観的価値）も②（客観的価値と異なる説明）も認めるが、だますつもりではなかった、すなわち詐欺の故意はなかったと主張するケースも少なくない。Xも本当に〇〇には100万円の価値があると信じていた場合である。例えばXが〇〇をYへの転売価格に近い90万円で他から仕入れていたり、古物のため価値の見立てを間違っていたり、昔の知識や相場で説明していたりしたような場合である。

そのような場合に、「詐欺の故意」の主張責任がYにあるから、立証責任もそれと一致してYになければならないとすると、XにYをだます意図があったことについてYが立証しなければならないことになる。しかし、XがだますつもりだったかどうかはXの内心の問題であり、Yが立証することは著しく困難である。

それよりも、①と②をYが立証すれば、客観的価値と異なる説明をXがしたことが認められることになるのであるから、それによってXの故意は経験則上推定されると解するのが妥当である。なぜなら、売主は、自分の売ろうとしているものの価値について十分知っているのが通常であり、目的物の価値や真贋などについて事実と異なる説明がされた場合、説明者には相手方をだます意図があったと考えられるからである。

よって、推定を覆すためには⑥「詐欺の故意」の反対事実である「Xに詐欺の故意がなかったこと」をXが立証するべきである。

故意がなかったことの立証というとしてもそれも一見困難そうであるが、一概にそうは言えない。例えば、Xも第三者Zに〇〇の価値をだまされて90万円で購入していたり、古物で見立てを間違っていたり、昔の相場で説明していたりという場合で考えれば、Zからの仕入れに関する資料、よく似た古物の価格、昔の相場などを立証すれば、たしかにXは事実と異なる説明をしてしまったかもしれないが、それは故意によるものではないと認定できる場合もある。

①と②が認められるケースでは、詐欺の故意の有無が熾烈な争点となることが通常である。Yとしては、Xの説明が客観的事実と異なる以上「だまされた」と思っているが、Xとしては、全くだますつもりがなかったのに「一方的に悪者にされた」と憤慨しているという場合もある。この場合、「詐欺の故意」の立証責任がいずれにあると考えるかは、訴訟の勝敗に大きく影響する。

故意の存在の立証責任をだまされた買主に負わせるという通説によれば、詐欺の故意の存在について真偽不明になった場合には買主が敗訴することになる。しかし、客観的に価値のないものを、価値があると説明されて買わされた買主が敗訴するのは不当である。従来、詐欺の主張が裁判上認められることが少なかったのは、立証責任の配分に問題があったからではないだろうか。

詐欺の故意の不存在の立証責任を売主に負わせることにすれば、客観的価値と説明が異なる場合には、故意についての真偽が不明であっても買主が勝訴することになる。売買に限らず、融資やサービス提供についても、事実と異なる説明がなされた場合に、だます意図について真偽が不明な場合に不利益を負担するのは、説明を受けた側ではなく、説明をした側であると解するのが妥当である。なぜなら、説明をする方には、事実と合致する説明をすることを期待できるのに対し、説明を受ける側はあくまで情報の受け手であり、提供される情報を信用すること自体を非難すること

## 論 説

は通常できないからである。

刑事訴訟では詐欺の故意は、詐欺の成立を主張する検察官（国家機関）が立証すべきとされるが、民事訴訟ではそれと異なり、詐欺を争う側が故意の不存在を立証すべきである。

### ウ まとめ

司法研修所説をはじめとする従来の通説的要件事実論では、詐欺の故意の主張立証責任は、詐欺を主張する側に分配されていた。しかし、新体系・要件事実論では、詐欺の故意の存在の主張責任は詐欺による法律効果<sup>63)</sup>を求める側に配分されるが、故意の不存在の立証責任は詐欺による効果を争う側に分配されることになる。

この方が、むしろ市民感覚には適合する。なぜなら、事実と異なる説明をされて「だまされた」という側が「相手はだますつもりだった」と主張するのが、通常感覚に沿うからである。ただし、その「だますつもり」の立証は困難であるから、客観的事実と説明の不一致を立証すれば、「だますつもり」は推定される。そして、説明は事実と異なったかもしれないが「だますつもりはなかった」という立証は説明者側にさせる。それが証拠との距離、立証の難易、信義則に照らしても公平であるし、経験則に基づく法律上の推定にも沿う。

したがって、詐欺の故意は、主張構成要素の中の④被告主張／原告立証：抗弁事実ということになる。

## 2 準消費貸借の旧債務の存在

### ア 主張責任

準消費貸借契約の旧債務の存否については、旧債務の存在（発生）を原

---

63) 民法96条1項による取消だけでなく、民法709条や715条に基づいて詐欺的不法行為による損害賠償を請求する場合も同様でよいと思われる。

告（債権者）が主張すべきという原告説とその不存在（消滅、不発生）を被告（債務者）が主張すべきという被告説の対立がある。

民法588条を素直に読めば、①「旧債務の存在」と②「返還約束」が準消費貸借による目的物返還請求の請求原因になるように思われる。消費貸借（民法587条）における「金銭の交付」と準消費貸借における「旧債務の存在」を平行に考える解釈である。

しかし、判例は「旧債務の存在」は請求原因ではなく、「旧債務の不存在」が抗弁であるとしている（最判昭和43年2月16日民集22巻2号217頁）。この判決には理由がほとんど書かれていないが、次のような思考過程をとったものと推測することができる。

準消費貸借契約を締結する際には、旧債務に関する書類は債権者から債務者に交付されるはずである。例えば、三口の貸金債務を一口にまとめるという場面を考えると、もともとの三口分の借用証は、新しい借用証と引換えに、債権者から債務者に交付されるはずである。とすると、債権者の手元には旧債権の存在の立証に必要な証拠が残っていないのであるから、債権者に旧債務の存在を立証させるのは、証拠との距離、当事者の公平の観点から不適切である。したがって、準消費貸借においては、「旧債務の不存在」を債務者に立証させる方が妥当である<sup>64)</sup>。

このようにして、消費貸借と準消費貸借は、条文上は同じような構造であるにも関わらず、「返還約束」については共通して債権者に立証責任を分配するものの、消費貸借においては「目的物交付」の立証責任を債権者に、準消費貸借においては「旧債務不存在」の立証責任を債務者に分配するという解釈の違いが生じたのである。そして、立証責任の所在を基準にして、主張責任をそれに一致させるという従来の要件事実論の立場からは、主張責任についても「旧債務不存在」の主張責任を債務者に負担させ

64) なお、「債務の不存在」という権利関係を主張立証の対象とする点も原則として事実主張しか認めない司法研修所の見解に反する。

ることになるのである<sup>65)</sup>。

では、新体系・要件事実論の立場からはどのように考えられるだろうか。まず、民法588条の条文の文言は「消費貸借によらないで金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合」と規定しており、素直に読めば「旧債務の存在」を準消費貸借契約の要件とする規定であると解される<sup>66)</sup>。とすると、準消費貸借契約の成立による法律効果によって利益を得る者がその要件を主張する責任を負うべきであるということになる。準消費貸借契約による債権の成立によって利益を受けるのは債権者であろう<sup>67)</sup>。とすると、「旧債務の存在」を原告（債権者）が主張すべきであるということになる。ここまでは、従来の原告説と同じである。

しかし、「旧債務の存在」は事実主張ではなく、権利の存在の主張である。したがって、新体系・要件事実論の用語によればこれは「要件事実」ではなく、主張構成要素の⑤原告による権利存在主張となる。この主張を被告が認めれば、権利自白が成立することになる。しかし、被告が「旧債務の存在」を争えば、原告は「a旧債務の発生原因事実」と「b旧債務が消滅していないこと」を主張しなければならない。aは、原告が主張だけで

---

65) 準消費貸借についての判例の思考を發展させれば、要するに消費貸借であろうと準消費貸借であろうと、債権者としては「返還約束」さえ主張・立証すればよい、という考え方に行き着く。なぜなら、債務者が一定の給付を「約束」したのであれば、その約束自体に拘束力を認め、給付義務はそこから発生すると考えることができるからである。要するに「給付約束」が給付請求権の発生根拠であり、これこそが必要十分な事実である、という考え方である。この考え方から、消費貸借における要件事実を見直すと請求原因事実としては「返還約束」だけで足り、「交付の不存在」を抗弁とすればよいということになりそうである。むしろ、そう解する方が準消費貸借の場合の判例とは理論的に一貫性がある。

66) 準消費貸借契約を締結して法律関係を単純化しようという当事者の意思からすれば、旧債務に関する主張は一切不要である、という見解もありうるが、これは要するに「返還約束」だけが準消費貸借契約の要件であるというに等しく、条文で定められた準消費貸借の構造を無視するもので採用できない。

67) 債務者も旧債務の消滅という利益を受けるが、新債務が発生するのでその利益は帳消しとなる。

はなく、立証もすべきであるから①原告主張／原告立証：請求原因事実である。これに対し、bは、主張の合理性のために原告が主張すべきであるが、準消費貸借契約の時点までに旧債務が消滅していたことについての立証は被告がすべきである。したがって、bは主張構成要素の②原告主張／被告立証：請求原因事実にあたることになる。

#### ア 立証責任

判例は「旧債務不存在」について債務者に立証責任があるとするが、この見解には問題がある。「旧債務不存在」の場合には、「発生した旧債務が消滅した場合」と「旧債務が発生した場合」がある。「旧債務の発生と消滅」という事実は立証可能性があっても（とはいえ、通常債権者が立証すべき債権の発生まで債務者に立証させる不自然さは残る）、旧債務の不存在、すなわち「準消費貸借契約締結前に旧債務が発生した事実はなかった」ということを債務者が立証することはほとんど不可能である。せいぜい「借金などする必要はなかった」という状況証拠を示すしかないであろう。仮に全く架空の準消費貸借契約に基づく請求がされた場合に、それが架空であることを請求された側に立証せよというのは酷である。これでは準消費貸借契約が架空請求詐欺のかけもの利用手段になってしまう。

そもそも、旧債務の発生原因事実を債権者が立証するのは、準消費者貸借締結時に借用証などを債務者に返還しているから困難である、という最判昭和43年の背景にある事実認識自体が現在では的外れだといえる。準消費貸借契約締結の事実自体から、旧債務の発生はかなりの程度推定されるので、若干の補強証拠（旧貸付時の資金の流れや旧債務についての弁済の経過に関する書証・人証等）で立証は足りるはずである。そもそも債権者と債務者の力関係を考えれば、準消費貸借を締結したからといって旧債務

についての書類を債権者が債務者に交付することも確実とはいえない<sup>68)</sup>。

そもそも、現代では債権の存否の立証手段が借用書しかないということ自体、一般的ではないであろう。貸金業者は帳簿の記録と保管が法令上義務づけられているし（貸金業法19条、同法施行規則16号、17条）、貸金業者でなくてもコンピュータによる債権管理は一般化している。借用証などと違い、電子データは複製の作成・保管は容易だし、保管にスペースはほとんど不要なのであるから、返済や準消費貸借契約を締結して借入れをまとめる際に、債権者が契約書等を債務者に交付することはあるとしても、貸付データそのものを消去してしまうことは考えがたい。個人貸主であっても借用証のコピーくらいは手元に残すであろう。つまり、債権者にも旧債務の発生の証拠は残るはずである。

とすると、旧債務の発生原因事実を債権者が立証することが困難であるという前提が成り立たないので、このような前提の下で立証責任を転換する判例にも少なくとも現在では合理性が認められない。

したがって、債権の発生については債権者が立証すべきという通常の立証責任の分配をあえて変えてまで、債務者に旧債務の不存在の立証責任を負わせる合理性はないというべきである。結局、債務者にとって立証が容易であり、それゆえに立証させるべき事実は「旧債務の消滅」であって、「旧債務の発生」や「旧債務の不発生」ではない。これらを区別せずに「旧債務の不存在」を抗弁とした点に上記最判の問題点がある。

---

68) このことは倉田卓次元判事がご自身の実体験に基づいて「高利貸しは借用証書と約手と二つ差し入れられているとき、一方だけ返して他方を残す位は平気です」と指摘されている（『裁判官の戦後史』（筑摩書房、1987）287頁、『民事実務と証明論』（日本評論社、1987）207頁）。当事者間の力関係についての最高裁の認識が実社会とずれていることについて最近の更新料特約有効判決（最判平成23年7月15日金判1372号7頁）の「貸借人と貸貸人との間に、更新料条項に関する情報の質及び量並びに交渉力について、看過し得ないほどの格差が存するとみることもできない」との表現にも現れている。この点、滝井繁男元最高裁判事もやんわりと批判されている（『巻頭言 借家契約』法セミ683号（2011）扉）。



「旧債務の発生原因事実」の立証責任は債権者に負わせ、準消費貸借契約締結より前の「旧債務の消滅原因事実」（旧債務の弁済、相殺、免除等）については債務者に立証責任を負わせるというのが、妥当である。

## イ まとめ

新体系・要件事実論によれば、準消費貸借契約においては「a旧債務の存在」がまず⑤原告による権利存在主張となり、aが争われた場合は原告は「b旧債務の発生原因事実（存在ではない）」を①原告主張／原告立証：請求原因事実として、「c旧債務が消滅していないこと」を②原告主張／被告立証：請求原因事実として主張しなければならない。これに対して、「d旧債務の消滅原因事実」は、③被告主張／被告立証：抗弁事実ということになる。原告の主張する「c旧債務が消滅していないこと」と被告の主張する「d旧債務の消滅原因事実」は両立しない主張であるが、差し支えない。旧債務の消滅原因事実の立証責任は、被告が負担する。

## 五 おわりに

### 1 民法改正と要件事実論

現在進行中の民法（債権法）改正の目標の一つは「国民が読んで分かる民法」にすることだそうである<sup>69)</sup>。そうであるなら、要件事実論も「国民に分かりやすい要件事実」、「民法を読めば分かる要件事実」を目指すべきである。すでに民事判決書では、要件事実論に従った主張整理をする旧様式判決はほぼ姿を消して、争点とそれに対する当事者の主張、裁判所の判断を示す新様式判決が圧倒的に普及しており、「国民が読んで分かる判決書」に移行している。民法と判決書の間を結ぶ要件事実論が「読んで分かる」ものに変わらなければならないのは、まさに時代の必然である。

69) 内田貴「民法改正」（ちくま新書、2011）27頁

従来、要件事実論は、実務のツールとして実務法曹養成機関である司法研修所が発展させてきたが、専門家集団のドグマのようになって、専門的・技巧的になりすぎた面があった。しかし、最近では、司法研修所自体も、要件事実論の行きすぎた高度化を是正しつつある。司法研修所からは今後は『新問研』のように立場を相対化した要件事実論の基本的な書籍が発行されることはあっても、かつてのような公権解釈的な書籍は少なくとも当分は出ないであろうと予想される。司法研修所は、要件事実論を理論的に発展させるのは法科大学院の役割であるとスタンスを変化させつつあるように見受けられる。

そうすると、法科大学院が法曹希望者に対する第一的な要件事実論教育を担うことになる。それは、研究機関である以上当然のことともいえる。研究者による探求と理論化がなければ要件事実論は単なる実務慣行になってしまう。これからは法科大学院が要件事実論を発展させる役割を担わなければならないのである。とはいえ、研究者が、学界だけで通用する、実務から遊離した要件事実論を作り上げてても何の意味もないのであり、実務法曹や司法研修所との交流は不可欠である。

「国民に分かる民法への改正」という流れに合わせて、「国民に分かる要件事実論」を実務家と研究者の共同作業によって創造する必要がある。その際、「要件事実論やこれに関する議論、教育がパズル的なものとなり、法律家一般の、ひいては一般市民の常識からかけ離れたものとならないよう留意すること」<sup>70)</sup>が必要である。私も、要件事実論の発展に微力ながら寄与していきたいと考えている。

## 2 再び寺田先生について

寺田先生は、その深い見識、長い実務経験、広い人脈によって龍谷大学法学部及び法科大学院に多大な貢献をしてこられた。

70) 前掲注18) 瀬木121頁

法学部の寺田ゼミから新旧司法試験の合格者が輩出していること、またその結束の堅さは龍谷大学では著名である。寺田先生が商法の司法試験委員をされていたことも学生指導に有益だったと思われる。

法科大学院の法務研修（エクスターン）の民事系の受入先の法律事務所の多くは、寺田先生のご紹介による。また、私自身、今年4月から弁護士登録をすることをお伝えしたところ、ご自身の公害対策・環境保全委員会での長年にわたる活動を踏まえて委員会活動に熱心に参加すべきであるとのアドバイスをいただいた。さらに、寺田先生が特注され、長年判例雑誌の収納に使われてきた木製の本棚をいただいた。風格のあるその本棚は、今後は私の研究室で活用させていただく予定である。

寺田先生から引き継がせていただいたこれらの無形・有形の財産に心から感謝するとともに、今後、研究・教育・実務に励むことで少しでもご恩に報いたいと思っている。